

諏訪住民自治会規約

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本会は、地域住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもとに、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

（活 動）

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、地域のまちづくり計画を策定し、これに基づき、次に掲げる活動を行う。

- （1）健康・福祉のための活動
- （2）産業・農林業の振興のための活動
- （3）教育・文化・スポーツの振興・普及のための活動
- （4）美化、清掃等の環境整備のための活動
- （5）住民相互の連絡及び調整に関すること。
- （6）地域の防災・防犯に関する活動
- （7）資産の管理及び施設の維持管理
- （8）その他この会の目的達成に必要な活動

（名 称）

第3条 本会は、諏訪住民自治会と称する。

（区 域）

第4条 本会の区域は、伊賀市諏訪の全域とする。

（事務所）

第5条 本会の事務所は、伊賀市諏訪2438番地の3諏訪地区市民センター内に置く。

第2章 会 員

（会 員）

第6条 本会の会員は、第4条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会の活動を賛助する法人及び 団体並びに第4条に定める区域に家屋を有する個人で、住所を有しないものは、賛助会員になることができる。

3 第4条に定める区域出身者で、同区域に住所を有しないものは、準会員となることができる。

（会 費）

第7条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第 8 条 第 4 条に定める区域に住所を有する個人及び第 6 条第 2 項及び同条第 3 項に定めるもので、本会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込があった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第 9 条 会員が、次の各号の一に該当する場合は、退会したものとする。

(1) 第 4 条の区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

(3) 会員が死亡、又は、失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(4) 会員が長期にわたり、会費の不払いなど、会員としての著しい義務違反があった場合には、総会の決議により、期間を定めて資格を停止することができる。

2 賛助会員及び準会員の退会等については、前項第 2 号から第 4 号を準用する。

この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「賛助会員及び準会員」と読み替えるものとする。

第 3 章 組織及び役員

(組 織)

第 10 条 本会の活動を効果的に遂行するため、役員及びまちづくり事業を推進する委員会、さらに第 4 条に定める区域を区分した班、及び組をもって組織する。

(役 員)

第 11 条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副会長 1 名

(3) 班 長 9 名

(4) 委員長 2 名

(5) 監 事 2 名

2 本会には、会長の委嘱により相談役を置き、意見を求めることができる。

(役員の選任)

第 12 条 会長・副会長・監事は、総会に於いて会員の中から選任する。班長は班で互選し、委員長は会長が選出し、総会の承認を得る。ただし、監事は他の役員を兼ねることは出来ない。

(役員の職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、職務を代行する。又本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

3 班長及び委員長は、それぞれ所属の会員、委員を代表して会の運営及び事業の執行にあたる。

4 監事は次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査し、総会に報告すること。

(2) 会長、副会長の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況、又は業務執行について、不正の事実を発見したときは総会に報告をすること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めたときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第14条 役員及び監事の任期は2年とする。ただし、いずれも再任を妨げない。

また、班長の任期については、組の事情によりその限りではない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(班及び委員会)

第15条 総会で決定された地域まちづくり計画の方針に基づき事業を推進するため、又、第4条に定める区域を統括するため、次の部及び班、委員会を置く。

(1) 総務振興部 地域統括班 1班～9班

(2) 企画推進部 文化委員会
環境委員会

2 各班の委員は第4条に定める区域を区分した会員をもって構成する。

3 各委員会の委員は会長が任命・委嘱した委員、及び班から選出された委員、さらに公募住民をもって構成する。

(組長の任期及び職務)

第16条 組長は班の区域を区分した会員の中から互選し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された組長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 組長は、会員を代表して会の諸案件を審議するとともに、業務の運営執行にあたる。

第4章 総会

(総会の種類)

第17条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第18条 総会は、会員及び賛助会員をもって構成する。

(総会の機能)

第19条 総会は、地域まちづくり計画及び毎年度の事業計画、予算の他、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第20条 通常総会は毎年度決算終了後2ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第13条第4項第4号の規定により監事からの開催請求があったとき。

(総会の招集)

第21条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第23条 総会は、会員及び賛助会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の議決)

第24条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第2条第1項第7号以外に関する議案については、議決前に賛助会員から意見を聞かなければならない。

(会員の議決権)

第25条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、他の会員を代理人として表決を委任する事ができ

る。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない賛助会員はあらかじめ通知された事項について書面をもって意見を述べることができる。
- 3 前2項の場合における第23条及び24条の規定の適用については、その会員及び賛助会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者含む。)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議で選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 会 議

(会議の種類及び構成)

第28条 本会の会議とは役員会、組長会、各班会議及び各委員会(以下「会議」という)とする。

- (1) 役員会は監事を除く役員をもって構成する。
 - (2) 組長会は、役員及び組長をもって構成する。ただし、各委員長は、必要に応じて出席する。
 - (3) 班会議は、第15条で定める各班において当該区域の班長及び組長をもって構成する。
 - (4) 地域まちづくり計画に基づく事業推進にあたっては、第15条に規定する委員をもって構成する各委員会で決定する。ただし、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。
- 2 その他の会議についての詳細は、別に定める。

(役員会の機能)

第29条 役員会は、次の事項を協議し、組長会に提案する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。ただし、総会で承認された事業計画及び予算の範囲内において、各委員会及び各班会議に事業に関する事項を委任することができる。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(組長会の機能)

第30条 組長会は、次の事項を審議及び協議し決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する重要な事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項及び連絡調整事項

(班会議及び委員会の機能)

第31条 班会議及び委員会は、次の事項を協議、執行する。

- (1) 班会議及び各委員会の分野における事業計画、予算に関する事項
- (2) 各委員会の分野における地域まちづくり計画に関する事項
- (3) 役員会から委任を受けた、事業の執行に関する事項

(会議の招集等)

第32条 会議は会長が必要と認めたときに招集する。ただし、班会議は班長が、委員会は委員長が招集することができる。

2 会長、班長及び委員長は、会議の構成員の3分の1以上から、書面によって請求があったときはその請求があった日から15日以内に会議を招集しなければならない。

3 会議を招集するときは書面で通知することを原則とするが、緊急の場合はその限りでない。

(会議の議長)

第33条 会議の議長は、役員会、組長会は会長が、班会議は班長が、委員会は委員長がこれにあたる。ただし、会議の如何によって会長が指名することができる。

(会議の定足数等)

第34条 会議には第23条、第24条、第26条、及び第27条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「会議」と「会員」とあるのは、「役員、組長、班長及び各委員会委員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 助成金・補助金
- (5) 資産から生ずる果実
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第36条 本会の資産は会長が管理し、その方法は、役員会の議決によりこれを定める。

2 本会の資産のうち、金融資産の利益確保のための運用に関しては、総会で別に定める区有財産管理委員会で検討し、役員会の議決により行う。ただし、前もって組長会の承諾を得る。

(資産の処分)

第37条 本会の資産で、第35条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において、3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第38条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第39条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に、予算が総会において議決されておらない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入、又は支出することができる。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2ヵ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第41条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第42条 この規約は、総会において、会員の4分の3以上の議決を得、伊賀市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第43条 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第44条 本会の解散するときに有する残余財産は、総会において、会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第45条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記簿等に関する書類、総会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委 任)

第46条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会で別に定める。

付 則

- 1 この規約は、伊賀市長の認可のあった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 諏訪区規約及び、諏訪まちづくり協議会規約は、廃止する。
- 3 この規約は、平成27年5月24日から施行し、適用する。